#### 公益社団法人茨城県看護協会理事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第89条、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号及び定款第29条の規定に基づき、公益社団法人茨城県看護協会の理事報酬及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において理事とは、常勤及び非常勤の理事をいう。
- 2 常勤理事とは、社員総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務地とする者をいい、非常勤理事とは、常勤理事以外の者をいう。

(報酬の種類)

第3条 理事の報酬は、常勤理事にあっては本給、賞与、通勤手当及び退職慰労金とし、非常勤理事については、非常勤理事手当とする。本給の額については、別表第1 (月額報酬) に定める。

(報酬の支給方法)

- 第4条 理事の報酬は、毎月1日から月末までの本給を当該月の21日に支給する。ただし、支給日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日に支給する。
- 2 法令に基づき、理事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その理事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。
- 3 役員賠償責任保険の個人負担分の保険料については、理事の報酬から控除するものとする。
- 4 理事の報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人 の指定する金融機関に口座振込の方法により支払うことができる。

(報酬の決定基準)

第5条 理事の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、 資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(賞与)

- 第6条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)に在職する 常勤理事に対して、それぞれ6月15日及び12月15日に支給する。
- 2 賞与の額は、本給に別表第2の支給基準率を乗じ、支給基準日以前3か月以内(12月支給時は6か月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた別表第3の割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第7条 常勤理事にあっては、第3条の報酬のほか、通勤手当を支給することができる。なお、 この場合には、職員給与規程を準用する。

(非常勤理事手当)

- 第8条 非常勤理事手当は、第5条の規定を準用する。
- 2 代表理事及び業務執行理事に対して非常勤理事手当を報酬月額により支給する場合は,第4 条及び第9条の規定を準用する。この場合において,第4条中「理事報酬」とあるのは「非常 勤理事手当」と,第9条中「報酬(賞与を除く。)」とあるのは「非常勤理事手当」と読み替え るものとする(以下この条において同じ。)。

3 代表理事及び業務執行理事以外の非常勤理事に対して非常勤理事手当を報酬日額により支給する場合は、毎月1日から月末までの非常勤理事手当を翌月10日に支給し、第4条第1項ただし書き以降、第2項から第4項の規定を準用する。この場合の非常勤理事手当の額については、別表第4(日額報酬)に定める。

(日割計算)

- 第9条 新たに理事になった者には、その日から報酬(賞与を除く。以下この条において同じ。) を支給する。
- 2 理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 理事が死亡により退職した場合は、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合にあって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

- 第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 (退職慰労金)
- 第11条 退職慰労金は,第2条に規定する常勤理事が任期を満了,在任中死亡,又は辞任届を 受理したときに支給する。
- 2 退職慰労金は、在任期間1年につき退任当時当該理事が受けるべき報酬月額に100分の100 を乗じて得た額を支給する。
- 3 在任期間に1年未満の端数があるときには、1か月につき12分の1を加算する。ただし、 1か月未満の端数は、これを切り捨てる。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号) 第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 公益社団法人茨城県看護協会設立登記以前の在任期間中の常勤理事の退職慰労金については、 社団法人茨城県看護協会の茨城県看護協会役員報酬規程(平成 15 年7月1日最終改正)を適 用する。

附則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

# 別表第1 (報酬月額)

号	役 職 名	金額	適用
1	代 表 理 事・常勤	350,000円	1名(会長)
2	業務執行理事・常勤	302,000円	1名(専務理事)
3	業務執行理事・常勤	272,000円	2名(常任理事)

#### 別表第2

支 給 月	支給基準率	
6月	2. 0月	
12月	2. 0月	

## 別表第3

在職期間	支給割合	
6 か月	100分の100	
5か月以上6か月未満	100分の80	
3か月以上5か月未満	100分の60	
3か月未満	100分の30	

### 別表第4 (報酬日額)

役 職 名	金額	適用
非常勤理事	4,000円	15名